

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局計画課、振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに
地域における相談体制等の整備促進について

計2枚（本紙を除く）

Vol.29

平成20年2月8日

厚生労働省老健局計画課

振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111

（計画課 予算・福祉係【内線3926】

振興課 人材研修係【内線3936、3987】）

FAX：03-3595-3670（計画課）

03-3503-7894（振興課）

事務連絡
平成20年2月8日

各都道府県介護保険担当部(局) 御中

厚生労働省老健局計画課
振興課

地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに
地域における相談体制等の整備促進について

介護保険制度並びに高齢者保健福祉制度の円滑な実施につきまして、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするためには、介護サービスをはじめ、さまざまなサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて、継続して提供される必要があります。こうした高齢者の生活を支える役割を果たすための総合機関として地域包括支援センター（以下、「センター」という。）が設置されたところです。

センターの設置については、介護保険法の一部改正に伴う経過措置として改正から2年間の猶予期間が設けられておりますが、平成20年4月1日からは全市町村において設置され、本格的な運営が開始されることとなります。

センターの円滑な運営のための体制整備については、これまでも体制整備計画の策定やそのフォローアップ、地域支援事業の運用改善、介護予防支援業務に係る業務の重点化・効率化等の実施により、一定の効果が得られてきたものと考えております。しかしながら、昨年9月11日に開催した「第3回地域包括支援センター・介護予防に関する意見交換会」のグループディスカッションにおいては、センター設置による良い効果が出ているという意見がある一方で、未だ介護予防支援業務の負担が大きいことや、包括的支援事業が十分に果たせていないという意見もあり、センターの安定的な運営を確保する観点から更なる取組が必要と考えます。

つきましては、当省がこれまでに示した各種弾力化措置を十分活用しつつ、確実にセンターに求められている機能を十分果たし、併せて指定介護予防支援事業所としての役割が遂行できるよう、必要な財源の確保に努めるとともに、改めて下記の事項に留意しつつ、着実に体制整備が整うよう御配慮願います。

記

1 未設置市町村に対するセンター設置の支援について

平成19年4月末時点におけるセンターの設置保険者数は、1,640箇所(98.2%)と概ね順調に設置されているところであるが、いまだセンターが設置されていない市町村が30箇所となっている。

平成19年4月末の調査以降、これまでに複数の市町村において設置が完了しているが、いまだ未設置の市町村を所管する都道府県におかれては、引き続き、当該市町村と緊密な連携を図り、センター設置に向けての重点的な支援をお願いしたい。

2 センターの適切な体制整備について

センターの運営財源の一つである地域支援事業費については、介護保険法施行令第37条の13第1項により、平成20年度においては各市町村の給付見込額の3%以内（平成18年度は2%以内、平成19年度は2.3%以内）とされ、また、包括的支援事業及び任意事業の上限は2%以内（平成18・19年度は1.5%以内）となることから、各市町村においてはこれらの財源を有効に活用いただき、センターの運営に必要な財源を確保するとともに、積極的に人材の確保等に努め、地域の実情に応じた適切な運営の体制整備を図ること。

3 センターの業務全般を効果的に推進するための在宅介護支援センター等の活用について

○ 市町村は、センターの業務全般を効果的に推進するため、センター自らの活動のみならず、十分な実績のある在宅介護支援センター等を、住民の利便性を考慮して地域の住民から相談を受け付け、集約した上でセンターにつなぐための窓口（ランチ）や支所（サブセンター）として活用させること。

○ 上記のほか、市町村は、包括的支援事業の総合相談支援業務を効果的に推進するため、地域の実情に応じて、十分な実績のある在宅介護支援センター等に対し、センターが行う総合相談支援業務の一部である実態把握や初期段階の相談対応業務を、センターと協力、連携のもとに実施させること。

なお、これらの業務を在宅介護支援センター等が実施した場合は、適切な額を協力費・委託費等として支出する必要があること。

また、センターは、在宅介護支援センター等が実施した状況を適切に把握すること。

* 十分な実績のある在宅介護支援センター等

これまで地域で培ってきた24時間又は土、日曜日、祝日における相談や、地域に積極的に向いて要援護高齢者等の心身の状況及びその家族の状況等の実態把握、介護ニーズ等の評価等について十分な実績や経験を有する団体

4 運営協議会との連携強化について

センターの配置人員については、介護保険法施行規則第140条の52第2項及び第3項により定めているが、これはあくまでも目安であり、センターの機能が十分に発揮するためには、地域の実情等により異なるものと考えられることから、センターの運営協議会との緊密な連携を図り、運営協議会の意見も踏まえた上で、適切な人員の配置等をお願いしたい。